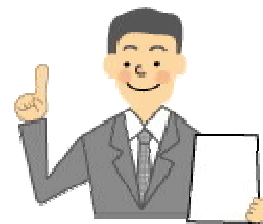


制度改正《NAVI》



平成 23 年 10 月 1 日から最低賃金法が改定されました

最低賃金法

毎年 10 月くらいに最低賃金が改正されます。しかし、そもそも最低賃金って何？絶対に守らなきゃいけないものなの？罰則はあるの？本人が時給 100 円でも良いと言っているので問題ないでしょう？ボーナスにも最低ボーナスってあるの？等の疑問にお答えしていきます。この最低賃金、毎年変わっていますが、何年も前に時給等を変更してから変えていない、といった事がないように気をつけましょう！

〈ポイント〉

1. そもそも最低賃金制度って何？

最低賃金法という法律があります。その法律に基づいて、国が賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を従業員に支払わなければならないという制度です。

最低賃金より低い賃金を定めたら？

仮に本人が「どうしても御社で働きたいのです！時給 100 円で良いので雇ってください。」と言われて「君の熱意に負けたよ。時給 100 円だとあんまりだから 120 円で雇ってやるよ！」等と双方合意があり、雇用契約を結んだとしてもそれは無効とされます。この場合、最低賃金額と同等の定めをしたものとみなされます。

罰則は？

50 万円以下の罰金が定められています。

2. 最低賃金の種類

地域別最低賃金

産業や職種には関係はなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。各都道府県ごとに全部で 47 の最低賃金が定められています。

特定(産業別)最低賃金

特定地域内の特定産業（鉄鋼業はん用機械器具、生産用機械器具製造業業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業、出版業等）について、より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で約 250 件定められています。

3.最低賃金が適用されるのは誰？

地域別最低賃金

すべての従業員です。(パート、アルバイト、嘱託もすべて含まれます。)

特定(産業別)最低賃金

特定地域内の特定産業の従業員とその会社に適用されます。(但し、18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技術習得中の方等は適用されません。)

4.最低賃金が対象としているのは基本給だけで良い？

最低賃金の対象となるものは、毎月支払われる基本的な賃金です。ボーナス等の臨時に支払われるものは除かれます。具体的には以下を除いたものすべてが対象となります。

臨時に支払われる賃金(お祝金、見舞金等)

1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナス)

時間外割増賃金など

休日割増賃金など

深夜割増賃金など

5.最低賃金額以上になっているかのチェックの方法

時間給の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

月給の場合

月給 ÷ 1ヶ月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

【月給制の場合の計算方法】：東京都の飲食業で働くAさんの場合

基本給	100,000 円	
役職手当	20,000 円	Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。
通勤手当	4,100 円	
時間外手当	25,000 円	$149,100 - (4,100 + 25,000) = 120,000$ 円
合計	149,100 円	この金額を時間給額に換算し、最低賃金額と比較すると、 $(120,000 \times 12 \text{ヶ月}) \div (250 \text{日} \times 8 \text{時間}) = 720 \text{円} < 837 \text{円}$
労働時間/日	8時間	となり最低賃金以下となっています。
年間労働時間	250日	
東京都最低賃金	837 円	

平成 23 年 10 月 12 日現在

平成 23 年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
東京	837	(821)	平成 23 年 10 月 1 日
神奈川	836	(818)	平成 23 年 10 月 1 日
埼玉	759	(750)	平成 23 年 10 月 1 日
千葉	748	(744)	平成 23 年 10 月 1 日
栃木	700	(697)	平成 23 年 10 月 1 日
茨城	692	(690)	平成 23 年 10 月 8 日
群馬	690	(688)	平成 23 年 10 月 7 日

注)括弧書きは、平成 22 年度地域別最低賃金額

7.特定産業別最低賃金（東京都）

特定(産業別)最低賃金	鉄鋼業	846	H22.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832	H22.12.31
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829	H22.12.31
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	832	H22.12.31
	出版業	827	H22.12.31

地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されますので、ご注意ください。

8.罰則は？

地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられました。(最低賃金法第4条第1項、第40条)

産業別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条。罰金の上限額3030万円。)が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限額50万円)となります。(最低賃金法第6条第2項、第4条第1項、第40条)

改正案内人語録

最低賃金は毎年引き上げられますよね？これはなぜでしょうか？物価が上がっている？景気が良くなっているから？日本の賃金水準が上がっているから？

どれも全く違いますよね・・・。

実はこれは生活保護との関係があるのです。なんと！最低賃金額より生活保護費の方が高くなっているのです。これは不思議ですよ。労働の汗をかいた人が貰えるお金の方が少ないのです。「だから最低賃金を引き上げましょう」という理由です??? 確かに、どちらもセーフティネットとしては重要だとは思いますが。ただ最低賃金を上げる事と同時に生活保護の認定基準等も見直す必要もあるのでは？と思うわけです!!「生活保護をさわるのは怖いから最低賃金をあげてしまえばこれで一件落着だね。チャンチャン。」といった単純な発想にも見えてしまうのです。

これは大変失礼しました・・・。愚痴ってしまいました。ここでは生活保護は置いておきます。毎年10月は最低賃金が改正になるので準備しておきましょう。中小企業の特に業界で言うと、建設業、運送業では気にされる会社は多いのではないのでしょうか？最低賃金が上がり続けることによりこれからもおそらく毎年人件費はアップする訳ですから、採用計画等も考えておきましょう。

